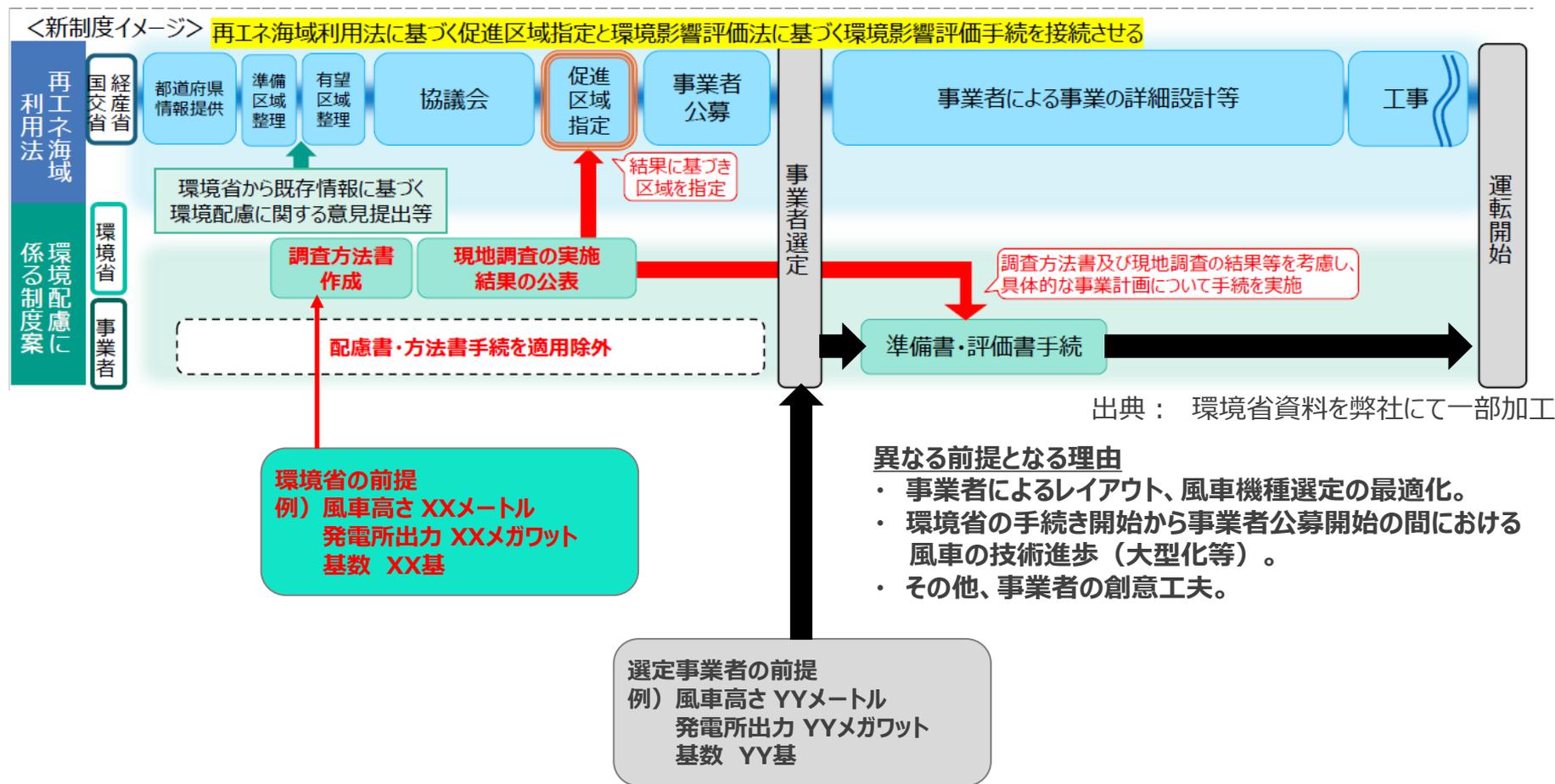


事業者意見①

洋上風力発電所の諸元（風車サイズ、発電所出力、レイアウト等）について〈領海・内水〉

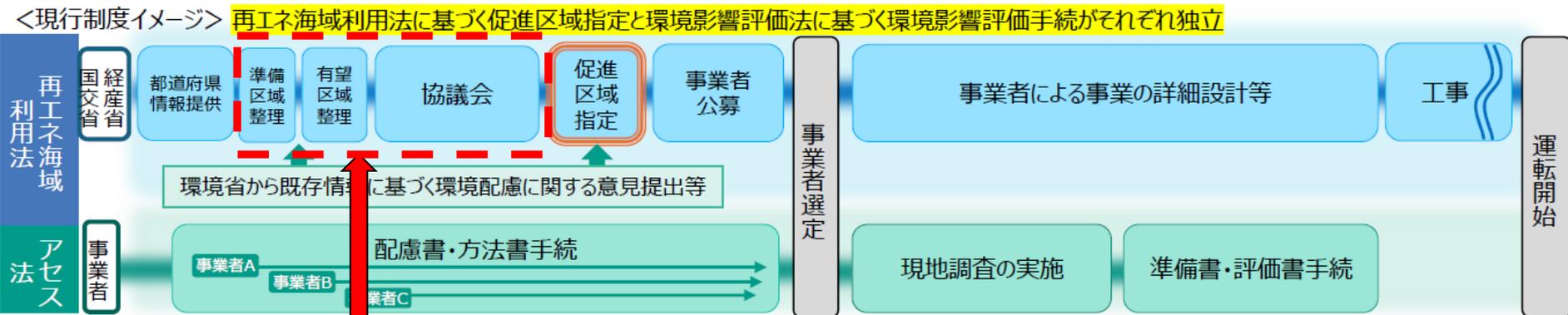
環境省が行う調査方法書・現地調査の前提と、選定された事業者の計画が異なる場合においても、予見できない手戻り（現地調査のやり直しや、準備書・評価書プロセスの長期化等）が発生しないよう、制度運用をお願いしたい。



事業者意見②

アセス新制度の適用対象の明確化 <領海・内水>

再エネ海域利用法改正法の適用対象は「施行日以降に促進区域に指定される区域」と規定されているものの、旧法第八条第二項の規定による調査（METI・MLITによる事前調査）が開始された区域を除くとされ、再エネ海域利用法の改正に基づくアセス新制度の適用範囲が明確に示されていない。事業予見性確保の観点から、可及的速やかにアセス新制度の適用範囲を明確化していただきたい。



出典： 環境省資料を弊社にて一部加工

**アセス新制度
適用対象
(一部除外あり)**

<事業者の懸念事項>

- ・促進区域指定までの時間軸の長期化。
- ・既に開始されたアセス手続きの取扱い（中止 or 継続）。
- ・一部の事業者がアセス手続きに費やした先行投資のリカバリー。

事業者意見③

環境省による文献調査と方法書以降の手続きの連続性の確保 <EEZ>

環境省が候補海域指定の際に行う各種調査およびその結果と、仮許可事業者が行う方法書以降の手続きは、一貫性・連続性が確保されるよう制度運用をお願いしたい。



- ・環境省による必要十分な各種調査の実施と、環境保全のために配慮すべき事項の明確化。
- ・事業者の実施する方法書以降の手続きが、環境省の調査結果を踏まえたものであること。